

長岡京市工場立地法に基づく準則を定める条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合）

第3条 この条例を適用する区域並びに当該区域における緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域（以下「第1種区域」という。）	100分の10以上	100分の15以上
都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域（以下「第2種区域」という。）	100分の5以上	100分の10以上

（緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法）

第4条 工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第1号）第4条に規定する環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び同規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合まで緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができる。

（敷地が2以上の区域にわたる場合の適用）

第5条 特定工場の敷地が第1種区域、第2種区域又はその他の区域のうち、2以上の区域にわたる場合における第3条の規定の適用については、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合（以下「敷地割合」という。）につき、第1種区域又は第2種区域の敷地割合の合計が2分の1以上であるときは第1種区域又は第2種区域のうち敷地割合が高い方の区域に係る同条の規定をそれぞれ当該特定工場の敷地の全部に適用し、その他の区域の敷地割合が2分の1を超えるときは同条の規定を当該特定工場の敷地の全部に適用しない。

2 前項の場合において、第1種区域及び第2種区域の敷地割合が同じであるとき（その

他の区域の敷地割合が2分の1を超えるときを除く。)は、第2種区域に係る第3条の表の規定を適用する。

(隣接する地方公共団体の長との協議)

第6条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和49年6月28日以前に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場において、生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。)が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積は、工場立地に関する準則(備考)1の二及び三並びに3の規定の例により算定した面積とする。この場合において、同条の表甲区域の項が適用されるときは、同準則(備考)1の二中「0.2」とあるのは「0.1」と、同準則(備考)1の三中「0.25」とあるのは「0.15」と、同準則(備考)3中「0.2」とあるのは「0.1」と、「0.25」とあるのは「0.15」と読み替えるものとし、同表第2種区域の項が適用されるときは、同準則(備考)1の二中「0.2」とあるのは「0.05」と、同準則(備考)1の三中「0.25」とあるのは「0.1」と、同準則(備考)3中「0.2」とあるのは「0.05」と、「0.25」とあるのは「0.1」と読み替えるものとする。